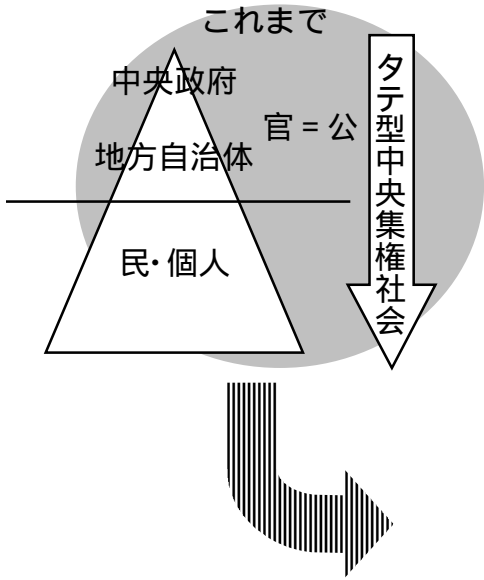


すみだの協治(ガバナンス)の定義(案)

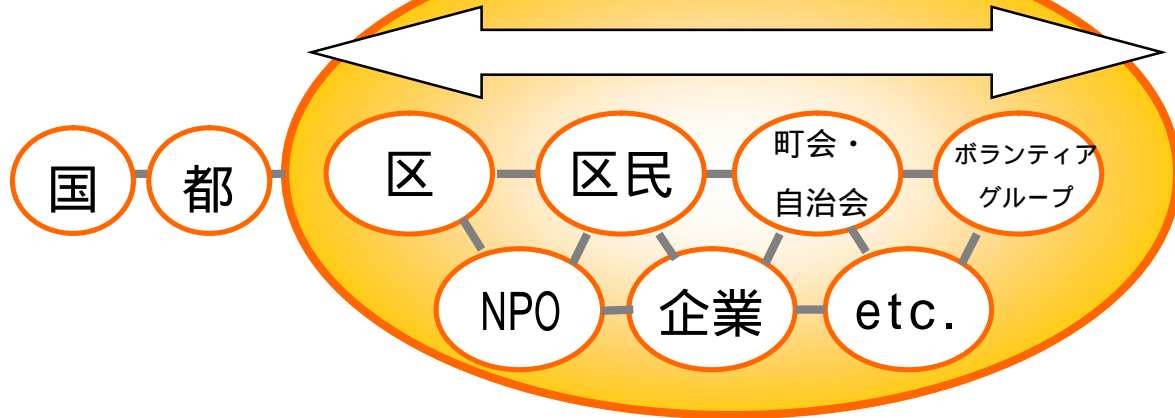


区民、地域団体、NPO、企業と行政などの多様な主体が、地域の課題の解決に向けて、お互いに知恵を出し合い、それぞれの責任において、ともに考え、行動すること。

地域に関する
意思決定・課題解決

↑ 計画 ↑ 実施 ↑

多様な主体による多中心的ネットワーク型社会



公共サービスの各段階において、 協治（ガバナンス）を進める仕組み

当初の段階 各者による認識共有の確認
(共同声明・コンパクトなど)

常に

計画段階

情報の共有

- ・(地域の方針等) 計画策定への参加・参画(審議会、区民WSなど)
- ・パブリックコメント
- ・計画の提案制度 など

モニタリング

ガバナンス
状態の維持

実施段階

- ・協働事業の実施
… 提案型協働事業など
- ・自立、自律した主体が責任をもって実施

評価段階

- ・行政評価
- ・第三者評価 など

- ・情報公開
- ・意見交換の場の設置

支援・補強する仕組み
協治（ガバナンス）を

きっかけづくり

財源

人づくり

場づくり

基盤整備

事業づくり

協治(ガバナンス)の要素(案)



協治(ガバナンス)の原則(例)

すみだの協治(ガバナンス)を実現するとともに、その状態を維持していくために、以下の原則を掲げます。

- ・協治(ガバナンス)の各主体は、情報を共有し、非対称であってはならない。
- ・参加、参画の機会は、各主体に対して常に開かれていること。
- ・意思決定のルールは明確でなければならない。
- ・各主体間で、相互に対話が行われなければならない。
- ・成果に対する評価と見直しが相互に行われること。
- ・活動のための機会と場所が用意されていること。
- ・各主体は、地域課題の解決や地域目標の実現に向け、その担い手となれるよう、それぞれが能力を高めなければならない。
- ・行政は、各主体が、上記の事項が実施できるよう、支援しなければならない。